

平成 29 年 度

(第 2 回)

定期監査結果報告書

平成 30 年 6 月 27 日

可 児 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

第2 監査の対象部署 部署名および所属は平成 29 年度

- (1) 市長公室（秘書課及び広報課）
- (2) 総務部（市民課）
- (3) 観光経済部（観光交流課及び産業振興課・勤労者総合福祉センター）
- (4) 市民部（人づくり課及び図書館）
- (5) 健康福祉部（子育て支援課及び子ども発達支援センターくれよん）
- (6) 会計課
- (7) 教育委員会事務局（文化財課、郷土歴史館・荒川豊蔵資料館・兼山歴史民俗資料館及び学校給食センター）
- (8) 農業委員会事務局
- (9) 土田連絡所・公民館、姫治連絡所・公民館、久々利連絡所・公民館、広見東連絡所・公民館及び兼山連絡所・公民館
- (10) 瀬田幼稚園及び久々利保育園
- (11) 今渡南小学校、南帷子小学校、春里小学校、広見小学校、中部中学校、西可児中学校

以上 27 部署

第3 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

第4 監査の対象

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

第5 監査の主眼

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に
従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているか
を主眼とした。

第6 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、
関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通
常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10 万円以上の物品購入、委託及び役務並びに 20 万円以上の工事を抽出
して契約関係書類の内容確認を実施した。

第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、軽微な不備事項については、口頭で指導した。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

要望事項

1. 支出伝票の誤りは減少傾向にあるが、依然として同じ誤りが続いている。不備事項は軽微とはいえ、度重なると重大な事案に繋がることも考えられる。課長と係長を含めた複数職員の目並びに口頭による確認でコミュニケーションを密にし、部署内で誤りの発生を防止されたい。
2. 1者との随意契約を行う場合は、説明できる理由付けであるかよく確認をされたい。特に毎年行っている契約については、前年踏襲で良しとしないよう、他に契約可能な業者がないかどうかよく調査されたい。
3. 今回、現金管理の問題は無かったが、定期的に現金有高を確認するとともに、特定の職員だけに管理を任せるのではなく、常に複数の職員が現金の出入りを確認できる体制を取られたい。
4. 他の自治体での不祥事、不当・違法事例の発生が報道されるが、なぜそのようなことが起こってしまったのか、当市でも起こりうることはないかということ意識して、今一度、内部統制の視点をもって各々の業務について点検されたい。
5. 担当課職員の職責において、補助金を支出している団体には用途や金額を、市施設の指定管理者となっている団体・法人には協定書の内容が履行されているかをそれぞれ確認し、問題がある場合は適切に対応されたい。